

第2章 那珂川市の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 世界の動向

■持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 (2015) 年にニューヨークの国連本部で開催された「*国連持続可能な開発サミット」において、「*持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDGs が掲げられました。

SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

この中には、地球環境の課題や地球環境と密接にかかわる課題に係る目標が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

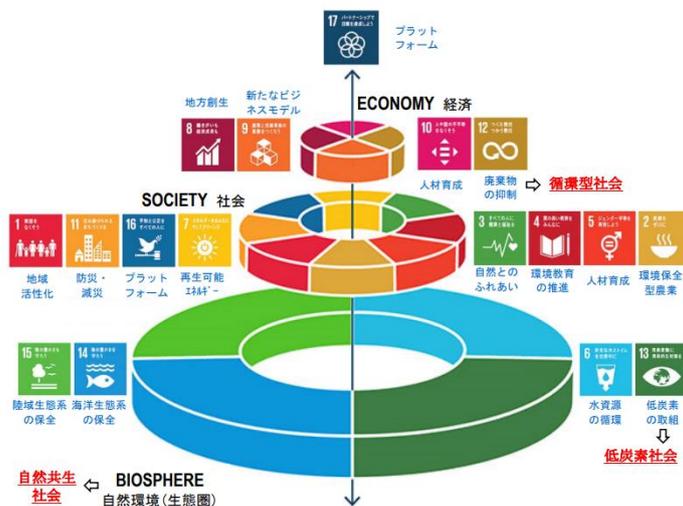
◆SDGs を構成する 5 つの要素



出典：国際連合広報センター

SDGs ウェディングケーキモデル

下の図は SDGs の 17 の目標を 3 層に分類して総合的に整理した「SDGs のウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「自然環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取り組みが SDGs 達成に向けた優れたアプローチ (手段) となっていることがわかります。



出典：森里川海からはじめる地域づくり 地域循環共生圏構築の手引き (環境省自然環境局)

■パリ協定

平成 27（2015）年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「*パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

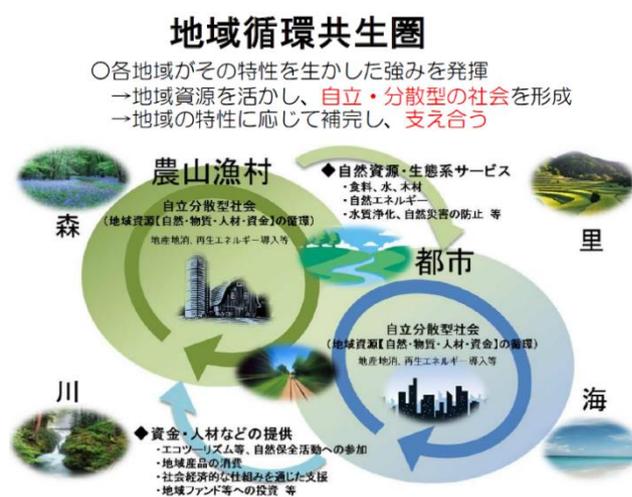
国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議は、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばの*カーボンニュートラル及びその経過点である令和 12（2030）年に向けて野心的な気候変動対策を求める内容となっています。

（2）日本の動向

■国の「第五次環境基本計画」の策定

平成 30（2018）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現が掲げられました。分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、SDGs の考え方も活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。

◆地域循環共生圏イメージ



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

■循環型社会の形成

平成 30（2018）年に閣議決定された「*第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策を示しています。

令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、令和 4（2022）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（*3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

■生物多様性の保全

生物多様性に関する国際目標では、令和4(2022)年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継であり、令和2(2020)年以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これに先立ち国では生物多様性国家戦略の見直しを進めており、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。「生物多様性国家戦略2023-2030」では、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。その実現のため、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」を含め、具体的な行動計画が示されています。

■脱炭素社会の実現

令和3(2021)年の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や令和2(2020)年に表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置づけられました。

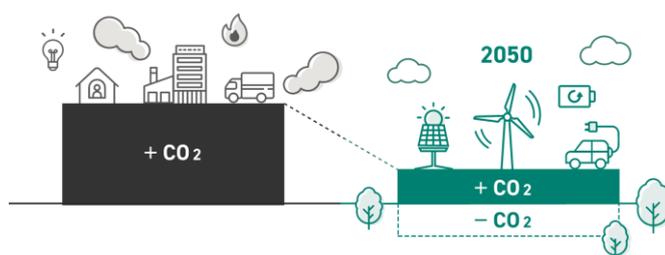
また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、*気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、「IPCC」という。)の「1.5℃特別報告書」を受けて、日本においても令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

■気候変動適応策の推進

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、平成30(2018)年に「気候変動適応法」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化しました。

また、令和3(2021)年に新たな「*気候変動適応計画」を閣議決定し、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みを網羅的に示しています。

◆カーボンニュートラル



出典：脱炭素ポータル（環境省）

◆緩和と適応



出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

(3) 福岡県の動向

■第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）の策定

「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」は、SDGs の考え方及びこれまでの取り組みの成果を踏まえつつ、国内外の様々な状況の変化に的確に対応するため、令和4(2022)年3月に、策定されました。将来像として「～環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会～」を掲げ、相互に関連する7つの柱ごとに目指す姿が設定されています。

◆第五次福岡県環境総合基本計画の7つの柱のイメージ



出典：第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）

■循環型社会の形成

令和3(2021)年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、「資源の消費抑制」、「資源の循環利用の推進」、「廃棄物の適正処理による環境負荷の低減」の3つを基本方針として取り組みを展開しています。

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30(2018)年6月閣議決定）において示された数値目標を参考にしながら、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれについて、目標値が定められています。

■生物多様性の保全

平成 25 (2013) 年 3 月に生物多様性に関する初めての基本計画として「福岡県生物多様性戦略」を策定し、平成 29 (2017) 年度までを第 1 期行動計画期間、平成 30 (2018) 年度からを第 2 期行動計画期間として取り組みを進めてきました。

令和 4 (2022) 年 3 月に策定した「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」では、2050 年に実現する目指す社会として「生きものを支え、生きものに支えられる 幸せを共感できる社会」を将来像として掲げ、4 つの行動指針と 12 の目標を設定しています。

◆福岡県生物多様性戦略の取り組み

行動指針	目標
1 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます	1-1 自然や生きものの豊かさを体感し、生物多様性に対する理解を深めます
	1-2 地産地消や持続可能な消費を通じて、生物多様性の維持・向上を図ります
	1-3 里地里山里海の豊かな恵みや伝統的生活文化を受け継ぎ、魅力ある地域づくりに貢献します
2 生物多様性の保全と再生を図ります	2-1 重要地域を核とした生態系の保全・再生を図るとともに、それらをつなぐ生態系ネットワークの形成を進めます
	2-2 絶滅危惧種の保護・回復に計画的に取り組み、絶滅を回避します
	2-3 ワンヘルスを踏まえた生態系管理を推進し、野生鳥獣の増加や侵略的外来種による自然への負荷を低減させます
	2-4 開発事業における生物多様性への配慮を推進し、その影響を回避・低減します
3 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります	3-1 持続可能な農林水産業を通じて、森林、農地、沿岸域の生物多様性の維持・向上を図ります
	3-2 事業活動における生物多様性への配慮を浸透させ、その保全と持続可能な利用につなげます
	3-3 自然環境や生態系を活用した気候変動対策やグリーンインフラ等の取組を推進します
4 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します	4-1 生物多様性の保全・再生に向けた活動が持続的に展開できるよう、多様な主体の参加と協働を促進します
	4-2 生物多様性に関する情報を収集・整理・活用し、保全活動を支援するための仕組みづくりを進めます

出典：福岡県生物多様性戦略 2022-2026

■地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

令和 4 (2022) 年 3 月に策定され、中期目標として、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 46%削減すること、長期目標として令和 32 (2050) 年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げ、部門別の目標と、特に重要な取り組みの方向性が示されています。「*地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく『地方公共団体実行計画（区域施策編）』であるとともに、「気候変動適応法」に基づく『地域気候変動適応計画』としても位置付けられています。

県における緩和策の取り組みとして、再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進、省エネルギー対策の強化、温暖化対策に資する取り組みの促進、CO₂ 以外の温室効果ガス排出削減の推進、吸収源対策が挙げられています。また適応策の取り組みとして、農林水産業分野、水環境・水資源分野、自然生態系分野、自然災害・沿岸域分野、健康分野、産業・経済活動分野、県民生活・都市生活分野、分野を横断した対策が挙げられています。

(4) 那珂川市の動向

■那珂川市総合計画

令和3(2021)年3月に策定した「那珂川市総合計画」では、まちづくりの将来像として「笑顔で暮らせる自然都市なかがわ ～これからも住み続けたい協働のまちを目指して～」を掲げています。

また、将来像を構成するまちづくりテーマを「くらし安心」「子育て教育」「住みやすさ」「自然」「活力」の5つに設定し、施策大綱の柱としています。

◆那珂川市総合計画のまちづくりの将来像



出典：那珂川市総合計画

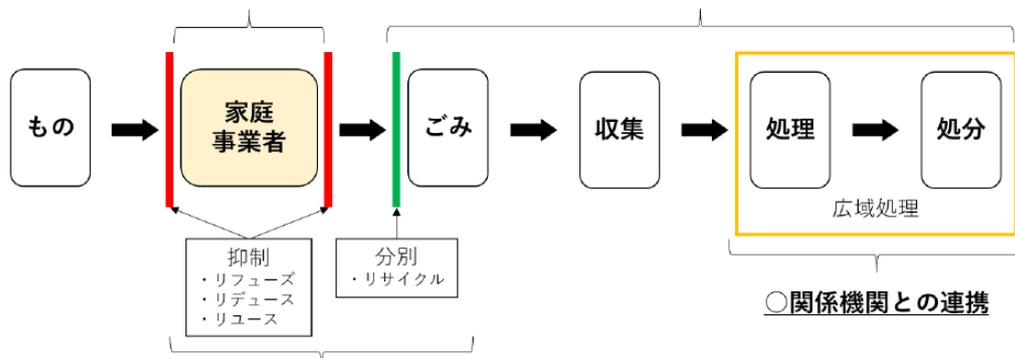
■第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画

令和5(2023)年3月に改定した「第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。

基本理念として、「豊かな自然と調和した循環型社会の実現」を掲げ、市民、事業者と行政がそれぞれの役割を分担し、3者が協働しごみの減量に取り組むことで、循環型社会の構築を目指すことを目的としています。また、基本理念を達成するため、「環境教育・普及啓発の充実」「安定的かつ適正なごみ処理体制の構築」「4Rに基づく発生・排出抑制、資源化の推進」「関係機関との連携」の4つの基本方針を掲げ、取り組みを推進しています。

◆第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画の基本方針のイメージ

○環境教育・普及啓発の充実 ○安定的かつ適正なごみ処理体制の構築



○4Rに基づく発生・排出抑制、資源化の推進

出典：第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画

■地球温暖化対策の推進

令和4（2022）年2月に「ゼロカーボンシティ那珂川」を宣言し、「令和32（2050）年カーボンニュートラル達成」を目指して、令和5（2023）年3月に「那珂川市再生可能エネルギー導入戦略」「那珂川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「那珂川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

区域施策編では、中期目標として令和12（2030）年度CO₂排出量46%削減、長期目標として令和32（2050）年度にCO₂排出量実質ゼロを掲げ、6つの基本方針のもと、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。事務事業編では、令和12（2030）年度CO₂排出量50%削減を目標としています。

◆基本方針のイメージ

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

基本方針 2 *再生可能エネルギーの導入促進

基本方針 3 低炭素な交通ネットワークの形成

基本方針 4 循環型社会の形成

基本方針 5 エネルギーの地産地消による持続可能な社会づくり

基本方針 6 あらゆる主体による脱炭素化への取り組み

出典：那珂川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2 環境の現状

(1) 自然環境

《森林の保全》

本市は、北部は平野で市街地を形成していますが、南部は三方を脊振山系に囲まれ、「脊振雷山県立自然公園」の一部となっています。ここに源を発する那珂川が市の中央を南北に貫流し博多湾に注いでいます。

また、市街地周辺部の自然や農地などの豊かな緑も本市の特徴といえます。本市の都市計画区域の土地利用状況は、市街化調整区域における自然的土地利用の割合が多く、「山林」が最も多くなっています。

森林には、水源涵養や土砂災害防止など多面的な機能があります。これらの機能を長期的に発揮できる森林を保全するため、間伐の実施や侵入する竹林対策などを実施しています。

また、持続可能な森林保全や里山保全活動を展開できる林業経営を目指すため、林業の担い手育成と市産材の利用促進に取り組んでいます。

《農地の保全》

本市の農家数は年々減少傾向にあり、令和2(2020)年度には185戸と平成12(2000)年度の約半分になっています。経営耕地面積も同様の傾向にあります。

持続可能な農業経営基盤の確保のため、新規就農者の育成や、農地の集積化、収益性の高い作物への転作、販路拡大などにより農業の活性化に取り組んでいます。

《生物多様性の保全》

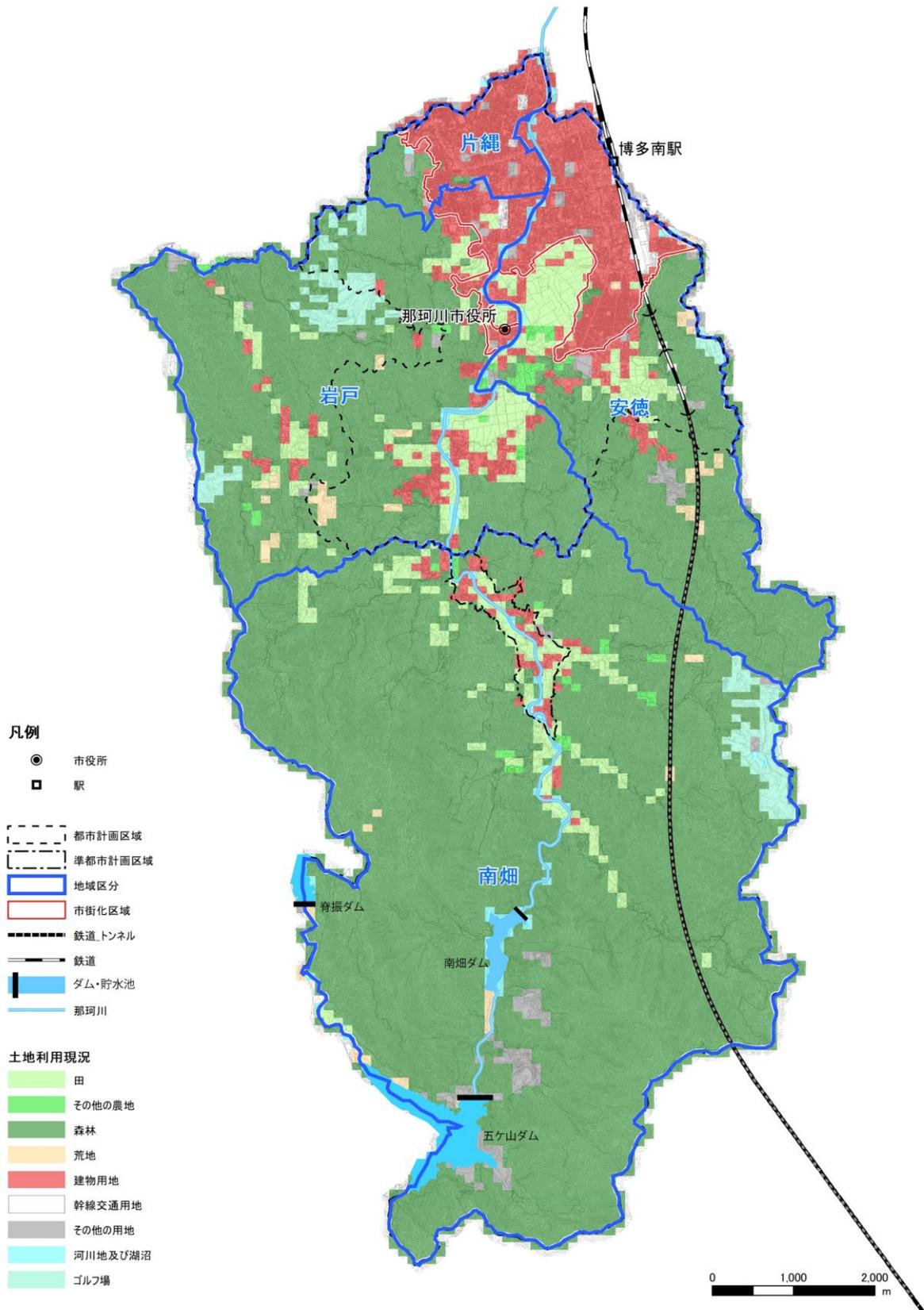
本市は、脊振山の森林や筑紫耶馬溪など、豊かな自然環境を有し、本市の中心を流れる那珂川も多様な生物にとって貴重な生育・生息場所を提供しています。一方、市内でも外来種が確認されるなど、生態系が変化してきています。

そのため、市民団体を中心とした河川清掃活動への支援や、生物多様性の保全に対する意識高揚に向けた周知啓発活動を進めています。

《自然環境観察員制度》

本市では、平成28(2016)年度より「那珂川市自然環境観察員制度実施要領」により、自然環境観察員による、自然環境の変化、動植物の生息・生育状況、自然景観についての調査を行っており、毎年度の活動報告書を公表することにより、市内の自然環境情報の周知啓発を行っています。

◆土地利用現況図



出典：都市計画マスタープラン（令和3年3月, 那珂川市）を一部加工

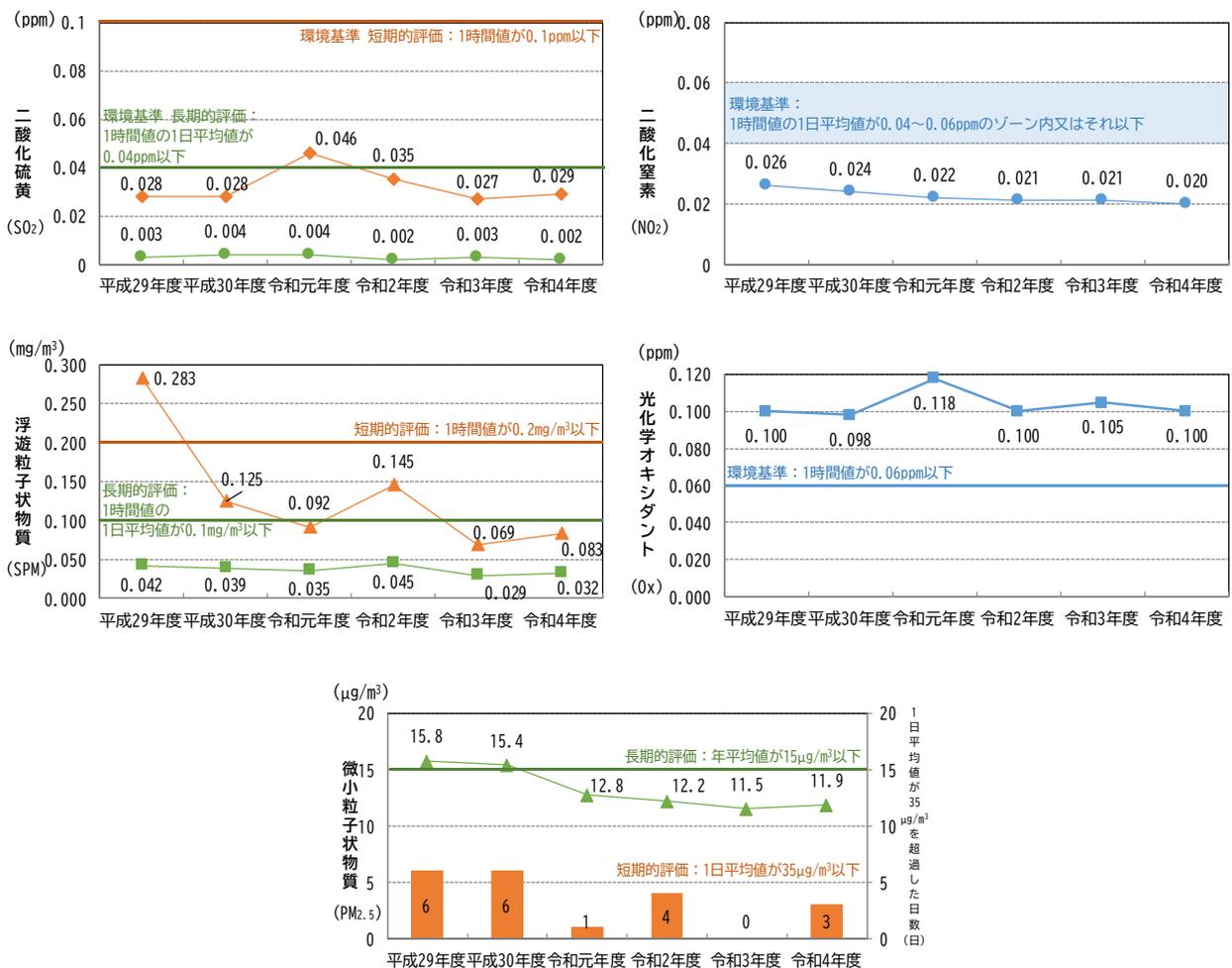
(2) 生活・快適環境

《大気汚染の防止》

本市には大気汚染の常時監視測定局は設置されていません。近隣市では、太宰府測定局（太宰府市）と南測定局（福岡市南区）で大気測定を行っており、大気環境は概ね良好な状態で推移していますが、*光化学オキシダントについては、全国の多くの他都市と同様に環境基準を超過しています。

市では、ホームページで野焼きの規制に関する情報の掲載や、その他の周知啓発活動を行っています。加えて、法令や県条例による事業所等に対する立ち入り調査を福岡県と連携して実施しています。

◆太宰府測定局における大気汚染物質測定結果

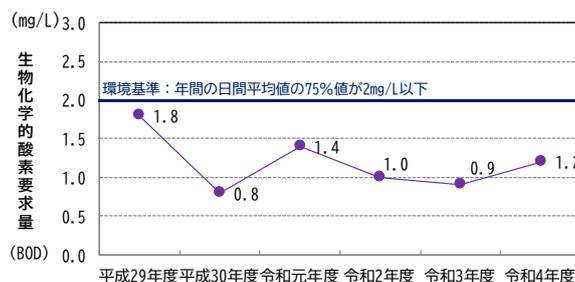


《水質汚濁の防止》

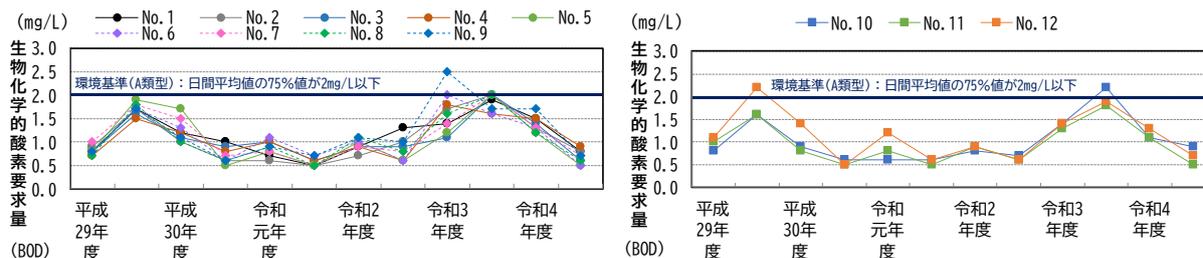
本市では、博多湾流入河川水域として、那珂川に環境基準の類型が指定されており、市域内はA 類型・生物 A 類型に区分されています。市内における水質測定は、2 河川 13 地点（県 1 地点、市 12 地点）で行っています。河川の有機物による水質汚濁の指標となる*生物学的酸素要求量(BOD)は概ね環境基準を満たしており、河川水質は良好な状態で推移しています。

本市における汚水処理人口普及率は令和 4（2022）年度末時点において 99.5%となっており、市では公共下水道等の接続指導等を行うとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導しています。

◆福岡県における水質測定結果（那珂川：今光橋）



◆本市における水質測定結果（No. 1～9：那珂川、No. 10～12：梶原川）



《騒音・振動その他の防止》

本市では、幹線道路において騒音測定及び交通量調査を実施し、周辺住居における環境基準達成状況の面的評価を実施しており、評価結果は概ね良好な状況で推移しています。また、自動車騒音の要請限度についても、要請限度を下回っています。

本市には、九州新幹線が通っており、環境基準の地域類型 I に指定されています。市内 2 地点において、騒音と振動の測定を福岡県が実施しており、いずれの地点も環境基準及び指針値を満たしています。

その他に、那珂川の水質及び底質のダイオキシン類の測定が行われていますが、いずれも環境基準を満たしています。

《緑地の保全》

本市の都市公園整備状況は令和5（2023）年4月12日時点で58箇所、140,053㎡となっています。一部公園において、地域住民による清掃委託を実施しています。

五ヶ山クロスや中ノ島公園などは観光拠点として市内外から人を集めており、地域資源を活かした観光の開発が進められています。

《景観の保全》

本市では「那珂川市空き地の環境保全に関する条例」に基づき、好ましいまちなみ・景観を維持するために、市内の空き地・空き家の所有者に対し、適正な維持管理の指導を行っています。

また、放置自転車対策として、パトロール員による巡回パトロールを実施するほか、リユース可能な放置自転車を再生自転車として活用しています。

《文化財の保全》

本市には、国史跡である「安徳大塚古墳」及び「安徳台遺跡」、日本遺産 古代日本の「西の都」の構成文化財のひとつである「裂田溝」、県指定無形民俗文化財である「岩戸神楽」など、多くの文化財が点在しています。これらを周辺環境とともに保全・整備し、イベント等により活用することで、市内外への周知を行っています。

(3) 資源循環

《廃棄物削減対策》

令和4(2022)年度の本市のごみの排出量は、約15,711tであり、近年横ばい傾向で推移しています。一般家庭ごみは約63%、事業系ごみは約37%であり、近年一般家庭ごみと事業系ごみの割合は横ばいとなっています。

◆ごみ排出量の推移



出典：第2次那珂川市環境基本計画年次報告書

市では、ごみの減量化と*リサイクルの推進を図るため、ごみ出しカレンダーの各戸配布や生ごみ処理機等の購入に対する補助、古紙等集団回収に対する補助金や奨励金の交付、多量排出事業者へごみの減量計画等の提出を義務付けています。

令和5(2023)年3月に策定した「第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画」より、3Rから4Rへ取り組みを進化させ、パンフレットによる周知や出前講座を開催し、取り組みの強化を図っています。

《不法投棄対策》

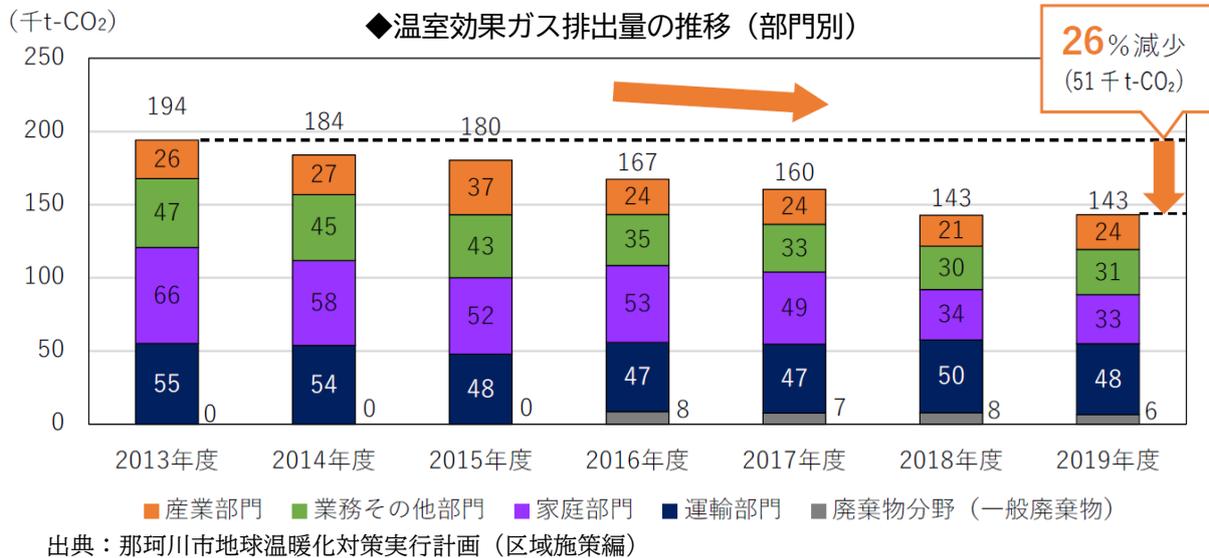
本市では、ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄防止パトロールを実施し、監視を強化するとともに看板や防止柵の設置により、不法投棄等を生じさせない環境づくりに努めています。さらに、地域の一斉清掃用のごみ袋を提供し、住民参加による清掃活動を支援しています。

また、本市には海はありませんが、市内を縦断している那珂川は博多湾へ流れ込んでいます。博多湾は様々な生きものが生まれ育つ豊かな海ですが、河川から流れてくるごみやポイ捨てされるごみなどによって海洋ごみが堆積しています。そこで、ホームページや広報などを活用し、海洋プラスチック問題の啓発を行っています。

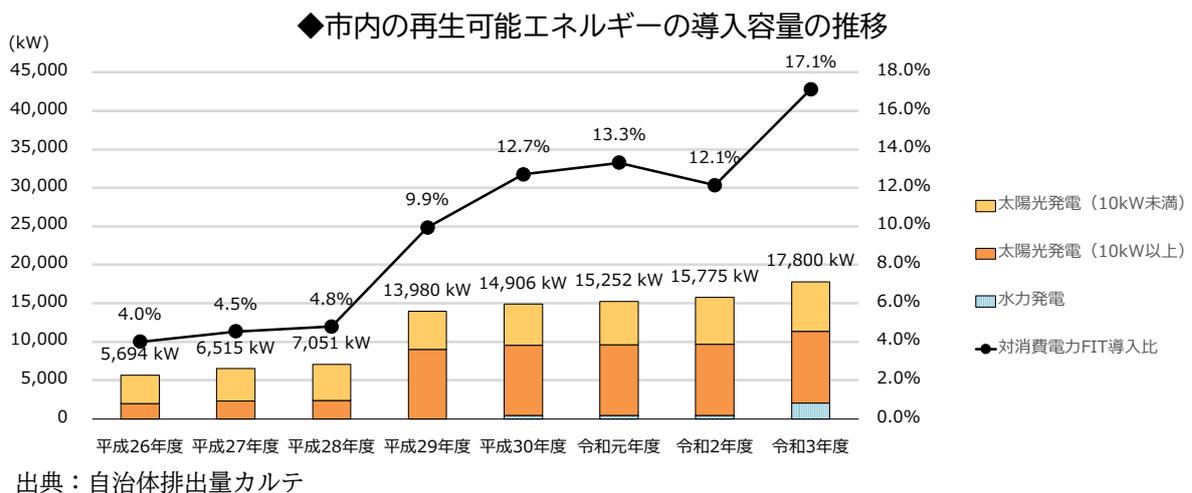
(4) 地球環境

《地球温暖化対策》

本市の区域から排出される温室効果ガスは平成 25（2013）年度以降、減少傾向にあり、令和元（2019）年度では 143 千 t-CO₂、平成 25（2013）年度比で 51 千 t-CO₂（26%）の削減となっています。



また、本市における再生可能エネルギーの導入量は増加傾向にあり、令和 3（2021）年度における再生可能エネルギーの導入量は 17,800kW であり、区域の電力使用量の 17.1%相当となっています。



市では、断熱材の設置や太陽光発電の設置などの省エネ化改修工事に対して補助金を交付しているほか、「福岡県版環境家計簿」の配布や地球温暖化に関する情報発信など、広報やホームページを活用した情報提供を行っています。

公共交通等の利用促進としては、「かわせみバス」の路線変更やダイヤ改正を実施し、利便性の向上・利用促進に努めるとともに、交通不便地を対象としてデマンド交通の運行を実施しています。

また、公共施設への積極的な省エネルギー設備の導入とともに、公用車への*次世代自動車の導入など、市の事業における率先的な導入を進めているほか、令和4（2022）年に、行政の内部組織として、「那珂川市地球温暖化対策（ゼロカーボンシティ）推進本部」を設置し、ゼロカーボンシティ実現に向けた取り組みを開始しました。

《気候変動への適応》

地球温暖化による気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数の増加、台風の大型化や短時間強雨の増加などによる災害リスクの増加、農作物や自然生態系などへの影響が確認されています。

市では、自然災害による被害を軽減するため、「那珂川市地域防災計画」を策定し、取り組みを進めるとともに、洪水及び内水（浸水）ハザードマップを作成し、防災情報を発信しています。

(5) 人づくり・地域づくり

《環境保全活動への参加》

環境保全に関する各種取り組みを推進するに当たっては、多様な主体の参加によるパートナーシップの充実・強化が不可欠です。

本市では、環境保全の取り組みを推進するために情報提供等を行う「環境保全推進員」を配置し、それぞれの地域で活動を行っています。また、ボランティアセンターにおける紹介活動や、次世代育成講座等によりボランティア育成に努めているほか、「那珂川市表彰規程」に基づく表彰を毎年度行っています。

《環境学習》

環境学習においては、持続可能な社会を創ろうとする意識や課題解決のために必要な能力を生涯にわたって育むことが重要であり、環境に対する関心を向上させ、意欲を醸成していくことが求められます。

本市では、親子星空教室や花いっぱい運動など年齢を問わず参加できる環境学習の場に加えて、自然環境観察員など地域環境に詳しい人が地域活動のリーダーとして環境学習を行っています。

《環境情報の共有》

市民の環境モラルを向上し、各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報が重要であり、各主体のニーズに応じた環境情報を提供していくことが大切です。

市では、環境情報の提供・充実のため、広報やホームページ、出前講座等を活用しており、令和3（2021）年度からはSNSも活用して環境情報の提供を行っています。

那珂川市環境保全推進員とは？

那珂川市では、地域と市のパイプ役、また、地域の環境保全の推進役として、「環境保全推進員」を設置しています。環境保全推進員は、市（環境課）、行政区（自治会）、環境保全活動を行う地域住民の皆さんが連携・協働するための情報提供や意見集約、生活環境保全のための指導や環境活動への積極的な参加の呼びかけ等を行っています。



3 前計画の評価

前計画では、環境の目標の達成度を表すものとして、成果指標を定め、目標の達成に向けて取り組んできました。令和4（2022）年度の達成状況は以下のとおりでした。

◆前計画におけるめざす環境像の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
めざす環境の達成度	16.9% (2012年度)	10.6% (2021年度)	50% (2023年度)	×

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における人づくり・地域づくり分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
住民の環境モラルに関する満足度	24.8% (2012年度)	31.7% (2021年度)	39% (2023年度)	○
住民活動への積極的な参加意向の割合	3.2% (2012年度)	2.1% (2021年度)	20% (2023年度)	×
環境モラルに関する苦情件数	148件 (2012年度)	118件 (2022年度)	現状値以下 (2023年度)	◎
川きれい清掃参加者数	861人 (2013年度)	793人 (2022年度)	1,000人 (2023年度)	×
クリーンパートナー活動団体数	12団体 (2013年度)	14団体 (2022年度)	22団体 (2023年度)	○
エコアクション21(EA21)取得事業者数	3社 (2012年度)	5社 (2022年度)	10社 (2023年度)	○

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における自然環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
森林保全活動(植樹祭)の開催回数	—	0回 (2022年度)	2回 (2023年度)	×
地域協働の自然環境調査の実施回数	0回 (2012年度)	5回 (2022年度)	9回 (2023年度)	○
自然観察会等の開催回数	1回 (2012年度)	2回 (2022年度)	5回以上 (2023年度)	○
ホテルの保護育成活動支援の実施回数	1回 (2012年度)	0回 (2022年度)	2回以上 (2023年度)	×
荒廃農地の面積	6.7ha (2012年度)	2.0ha (2022年度)	3ha (2023年度)	◎
グリーンピアなかがわ来場者数	24,168人 (2012年度)	0人 (2022年度)	50,000人 (2023年度)	—※
自然景観の美しさに関する満足度	56.4% (2012年度)	60.4% (2021年度)	67% (2023年度)	○
野鳥や昆虫等とのふれあいに関する満足度	41.5% (2012年度)	44.0% (2021年度)	56% (2023年度)	○
水や水辺とのふれあいに関する満足度	38.4% (2012年度)	45.4% (2021年度)	53% (2023年度)	○

達成状況) 1. 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

2. 「—」は、現況の把握及び評価ができない項目。

※) グリーンピアなかがわは2023年3月に閉園した。

◆前計画における生活・快適環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
生活排水処理率	96.5% (2012年度)	98.65% (2022年度)	99% (2023年度)	○
市が管理する合併処理浄化槽の数	37基 (2012年度)	131基 (2022年度)	150基 (2023年度)	○
住民1人当たりの都市公園面積	4.16㎡ (2010年度)	3.42㎡ (2022年度)	10㎡ (2023年度)	×
空気のきれいさに関する満足度	64.2% (2012年度)	56.9% (2021年度)	76% (2023年度)	×
周辺の静けさに関する満足度	62.6% (2012年度)	53.7% (2021年度)	75% (2023年度)	×
川や池の水のきれいさに関する満足度	46.8% (2012年度)	56.7% (2021年度)	60% (2023年度)	○
緑(樹木、草花)とのふれあいに関する満足度	51.8% (2012年度)	61.3% (2021年度)	63% (2023年度)	○
まちなみ景観の美しさに関する満足度	49.8% (2012年度)	50.0% (2021年度)	62% (2023年度)	○
公園等の野外レクリエーション地の充実に 関する満足度	35.1% (2012年度)	37.7% (2021年度)	51% (2023年度)	○
歴史や伝統のまちの雰囲気に関する満足度	32.0% (2012年度)	33.8% (2021年度)	49% (2023年度)	○

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

◆前計画における資源・エネルギー環境分野の成果指標の達成状況

成果指標	基準値	現況値	目標値	達成状況
環境家計簿運動参加世帯数	82世帯 (2012年度)	147世帯 (2022年度)	100世帯 (2023年度)	◎
公用車へのエコカー(低公害車、低燃費車)導入台数の割合	43% (2012年度)	93.44% (2022年度)	96% (2023年度)	○
公共施設への再生可能エネルギー設備導入件数	11件 (2013年度)	12件 (2022年度)	13件 (2023年度)	○
一人一日あたりのごみ排出量	941g (2012年度)	865g (2022年度)	843g (2023年度)	○
リサイクル率	12.0% (2012年度)	14.10% (2022年度)	20% (2023年度)	○
年間一人あたりの集団回収量	21.7kg (2012年度)	12.0kg (2022年度)	23.9kg (2023年度)	×
ポイ捨てなどの散乱ごみの状況に関する満足度	31.9% (2012年度)	34.5% (2021年度)	48% (2023年度)	○
那珂川市の行政活動に伴う二酸化炭素排出量	基準年 (2016年度)	+18.5% (2021年度)	-3.7% (2023年度)	×

達成状況) 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

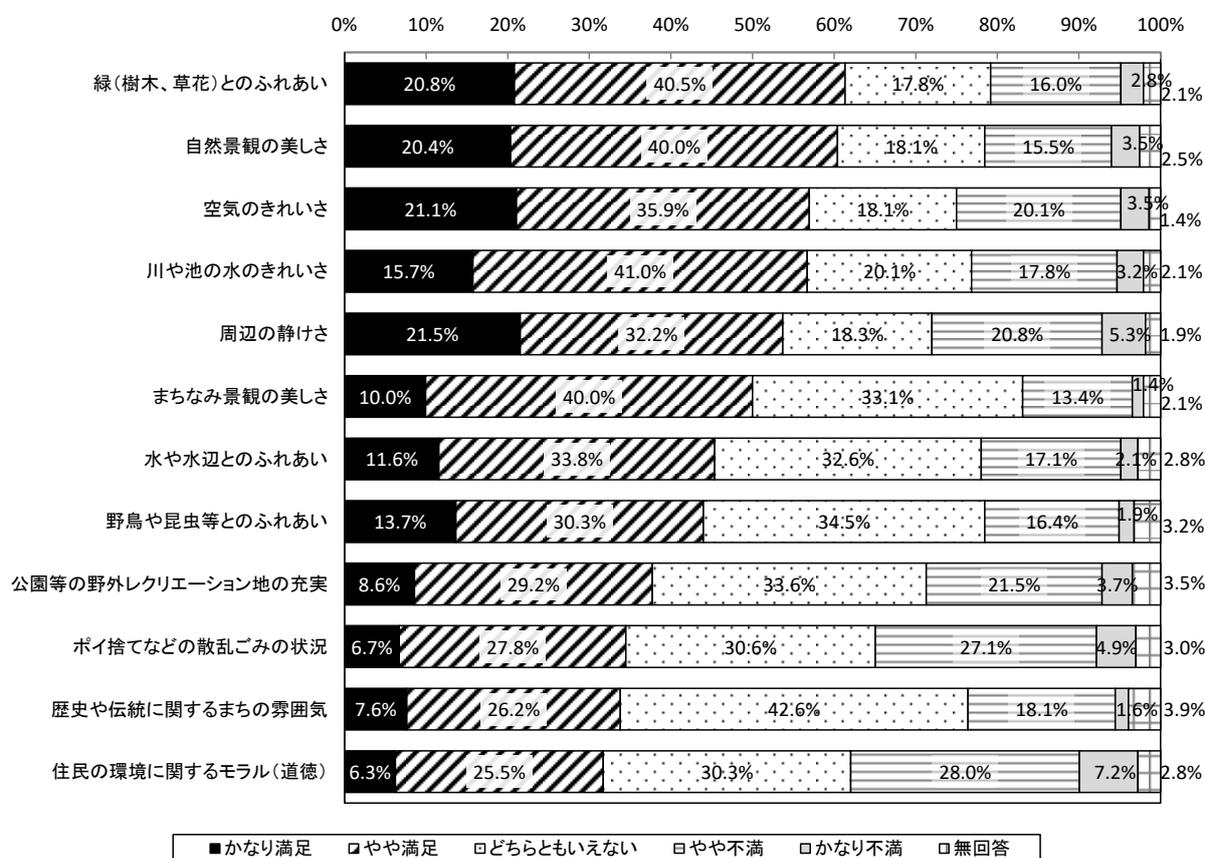
4 市民アンケート調査

(1) 市民の環境への満足度

市民の環境に関する満足度は、「緑（樹木、草花）とのふれあい」、「自然景観の美しさ」、「空気のきれいさ」、「川や池の水のきれいさ」、「周辺の静けさ」、「まちなみ景観の美しさ」について、「かなり満足」「やや満足」と回答した方が50%を超えており、満足度が高くなっています。

一方、「住民の環境に関するモラル（道徳）」については、「かなり満足」「やや満足」と回答した方より、「かなり不満」「やや不満」と回答した方が多くなっており、満足度が低い結果となっています。

◆市民の環境に関する満足度



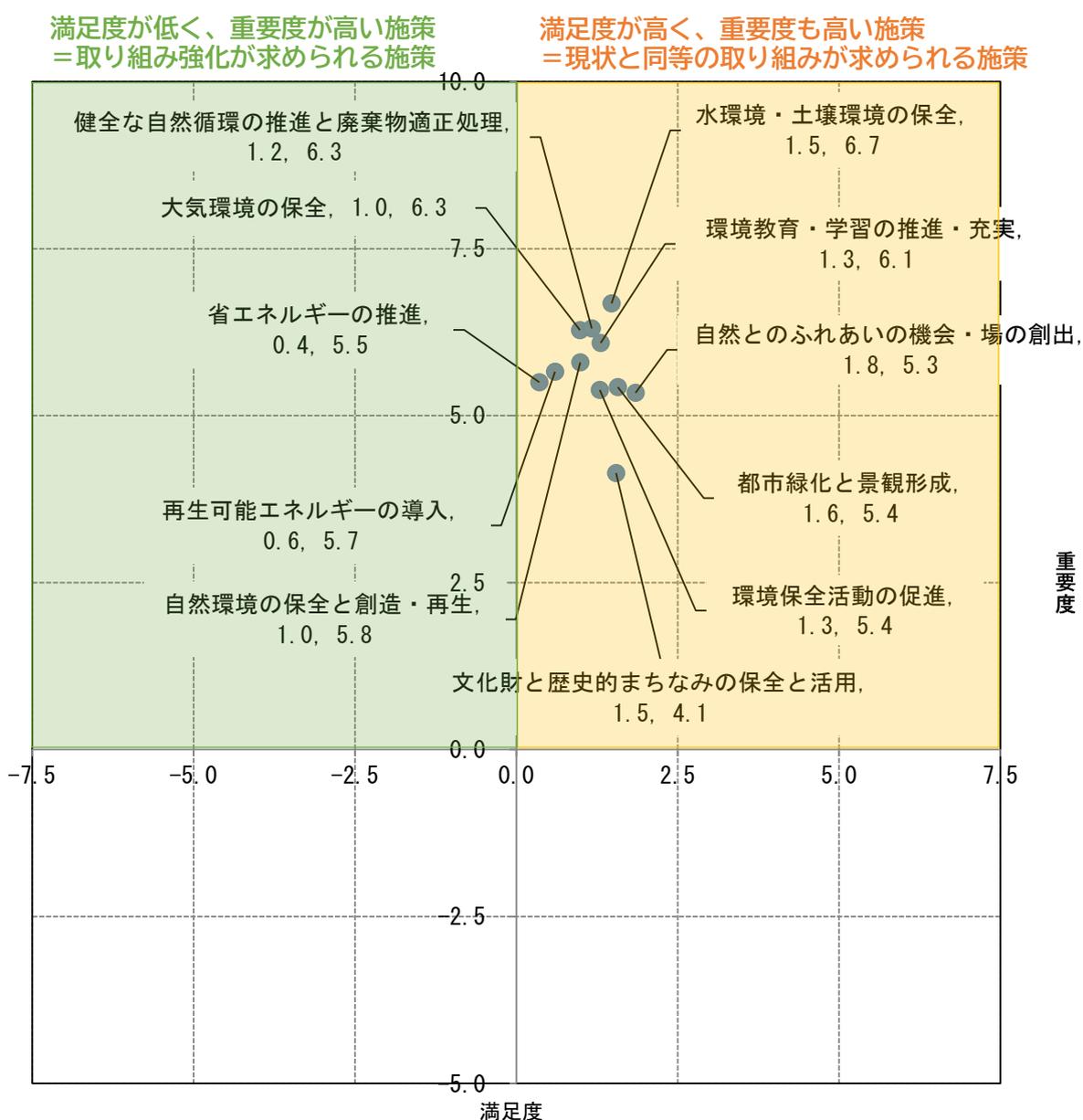
(2) 市民が重点的に進めるべきと考える施策

前計画の施策の満足度と重要度を評価点に換算し、下図のとおり相関図を作成しました。

いずれの施策も満足度・重要度ともに正の数値となっており、現状と同等の取り組みが求められています。

施策の中で、最も満足度が高いものは「自然とのふれあいの機会・場の創出」、最も満足度が低いものは「省エネルギーの推進」となっています。また、最も重要度が高いものは「水環境・土壌環境の保全」、最も重要度が低いものは「文化財と歴史的なまちなみの保全と活用」となっています。

◆満足度と重要度の相関関係



5 那珂川市の課題

社会情勢の変化や本市の現状、市民アンケート調査等を踏まえ、以下のとおり課題を整理しました。

(1) 自然環境分野

- 市内の生きものの生息・生育環境の場を保全するために、農林業の面から森林・農地の保全を行う必要があります。
- 外来生物の駆除や拡大防止に努め、自然と共生した持続可能な開発により、生物多様性を保全していく施策を強化する必要があります。

(2) 生活・快適環境分野

- 大気・騒音等の公害関係項目は概ね良好に推移していますが、市民の満足度は低下しているため、引き続き監視や発生源対策に取り組んでいくとともに、野焼きや自動車騒音に関する対応や巡回、周知啓発活動を継続していく必要があります。
- 河川水質の向上に向けて、下水道整備や合併処理浄化槽への転換、適正管理を進めていくとともに、地域全体を巻き込んだきれいな水辺づくりを促進していく必要があります。
- 本市の魅力向上のために、公園緑地や文化財等の整備・活用、空き地・空き家対策や環境美化活動による景観形成に向けた取り組みや支援を行っていく必要があります。

(3) 資源循環分野

- ごみ出しカレンダーの各戸配布や生ごみ堆肥化器材の購入補助等を実施していますが、ごみの排出量は減っていないため、更なるごみの減量化や適正処理を進めていくとともに、地域全体での循環型社会への意識の醸成や普及啓発活動を推進していく必要があります。
- プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みや仕組みづくりを行っていく必要があります。

(4) 地球環境分野

- 環境基本計画が対象とする環境分野の中で、現在最も大きく重要な課題が地球温暖化対策となっています。本市でゼロカーボンを進めるためには、市民、事業者と行政が一体となって推進していく必要があります。
- 温室効果ガス排出量の削減を進めるためには、各分野での省エネ推進と同時に、必要な電力を再生可能エネルギー由来のものに転換していく必要があります。
- 本市の温室効果ガス排出量は運輸部門が約4割を占めており、公共交通の利用促進や次世代自動車の導入により、石油製品の消費削減とともに、再生可能エネルギーに転換可能な電力に置き換えていくことも求められます。
- 高温耐性品種の積極的な導入を推進していくとともに、土砂崩れなどの災害に強いインフラ・ライフラインの整備、熱中症予防を進めていく必要があります。

(5) 人づくり・地域づくり

- 情報の入手手段が多様化していることから、多様な主体に向けた環境情報のための情報提供の場や手法を再検討する必要があります。
- 魅力的なイベントの実施や環境情報の充実に努めていくとともに、周知を強化することで、本市の活動への参加者拡大を図っていく必要があります。